

放置自転車に関するQ&A

【問1】 放置自転車の定義とは何ですか？

「鳴門市自転車等放置防止条例」には、放置とは「自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態にあることをいう。」と定められています。放置自転車といえば、乗り捨てられた自転車や通勤・通学時に路上に放置されたものと思われがちですが、時間の長さや目的に関係なく、自転車等の移動が可能か否かによって決まりますので、短時間の買い物のために路上に置いた自転車等も放置自転車になります。

【問2】 放置自転車の何が問題なのですか？

道路や広場などの公共の場所は、本来自転車等を駐輪するところではありません。放置自転車があると、歩行者の安全な通行に支障が生じ、火災などの災害が発生した際には、避難及び救助活動の妨げとなります。また、都市の美観を阻害し、市民生活に大きな影響を与えます。

【問3】 自転車や原付バイク1台ぐらいなら、放置しても問題ないのではないかですか？

たとえ自転車1台でも歩行者の通行に支障が生じる場合があります。自分の1台ぐらいは大丈夫だろうという自分勝手な判断が、次の1台を誘発し、大量の放置自転車を生み出しまいます。

【問4】 「自転車等放置禁止区域」とは何ですか？

本来、自転車等の放置は市内全域で禁止されていますが、特に放置を禁止する必要がある場所を「自転車等放置禁止区域」として指定します。平成27年5月1日から、JR撫養駅周辺を「自転車等放置禁止区域」として指定し、放置自転車の即時撤去を行うなど重点的に対策を行います。

【問5】 なぜ撤去するのですか？

放置禁止区域に指定している地域は、多くの自転車等の利用者が集まる場所です。そのため、たとえ短時間であっても1台の自転車等が置かれてしまうと、その自転車等が次の放置自転車を誘発し、歩道や路上にあふれてしまいます。

歩道や路上に放置された自転車等は、歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、救急作業の妨げや景観の悪化も招きます。

このような理由から、放置されている時間の長さに関係なく、放置自転車の撤去を行っています。

【問6】 いつから即時撤去を行うのですか？

平成27年4月7日に放置禁止区域指定の告示を行い、同年5月1日から即時撤去を行います。

【問7】 自転車をカギでフェンスにくくりつけていたのですが、撤去の際に切断されました。市は補償をしてくれるのですか？

条例に基づき実施している放置自転車の撤去は、通行機能及び防災活動の円滑化を図るとともに、都市の美観を維持し、市民の良好な生活環境の維持、向上を図ることを目的に行っています。たとえ、カギを構造物にくくり付けている場合であっても、撤去の目的を達成するため、やむを得ず切断して撤去します。

なお、鍵の切断は撤去に必要な行為であるため、補償の対象とはなりません。

また、緊急時に路上の自転車を移動させる必要がある場合でも、そのような自転車はその場から動かせないので、より一層危険や障害となる可能性が高くなり、そのように固定された自転車だけを移動しないのは、不公平にもなります。

【問8】 どこに自転車等を置けばよいですか。

JR鳴門駅、撫養駅周辺には無料駐輪場が整備されていますので、そちらに駐輪してください。買い物等のために駐輪する場合は、各店舗に設置された駐輪施設を利用してください。

【問9】 放置禁止区域外であれば、自転車等を放置しても問題ないですか？

放置禁止区域外でも、公共の場所に危険な状態で放置されていたり、交通の妨げになるような場合は指導を行います。警告書を取り付け、14日間移動されない場合は撤去の対象となります。また、状況に応じて最寄りの駐輪場等に移動する場合があります。

【問10】 自転車等が撤去されたのか、盗難されたのかが分からないのですが？

自転車等に名前を記入している場合や、防犯登録番号、車体番号が分かる場合は、電話で撤去されているか確認できますので、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間に市民協働推進課（電話 088-684-1394）までお問い合わせください。ただし、撤去された日・場所が特定できないと、お調べするのに時間がかかる場合があります。

もし保管所に保管されていなければ、盗難の恐れがありますので、最寄りの警察署や交番に盗難届を出すようにしてください。

【問11】 自転車等の引き取りはどこへ行けばよいですか？

自転車等の引き渡しは、市役所本庁舎で行いますので、お越しください。引き取りを希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。詳細は、市民協働推進課までお問い合わせ

せください。

【問 12】 自転車等の引き取りに費用は発生しますか？

返還料は無料ですが、返還手続きが必要となります。

自転車等引渡通知書、印鑑、自転車等の鍵、本人確認ができるもの（免許証・保険証等）をご持参ください。

【問 13】 撤去された自転車等はどうなりますか？

保管所で保管しています。所有者が判明した場合は書面で所有者に通知します。なお、撤去後6か月を経過すると所有権が市に移るため、返還できなくなるのでご注意ください。

【問 14】 自宅の敷地内や前の道路に放置自転車があり困っています。これは市で撤去してもらえるのですか？

放置禁止区域外のご自宅近くの道路上などの公共の場所に、所有者の分からぬ自転車等が放置されている場合は、市民協働推進課までご連絡ください。盗難の有無を確認し、盗難届けが出されている場合は、警察署へ引き渡します。盗難品ではない場合は、市職員が該当の自転車等に警告書を取り付け、14日以内に所有者が自転車等を適正な場所に移動しない場合、条例に基づき市で撤去します。

お手数ですが、ご連絡いただく際には、自転車等の放置されている場所、色・形状などをあわせてお伝えください。

なお、公共の場所以外（例：マンションの駐輪場、駐車場など私有地）に放置されている自転車等については、市で移動・撤去することはできません。土地の管理者等にご相談ください。

【問 15】 乗れなくなった自転車を保管所で引き取ってもらうことはできますか？

保管所は撤去した自転車等を保管する場所であるので、不要になった自転車等を引き取ることはできません。所有者の責任で適切に処理をしてください。

※自転車の処理方法…市クリーンセンターへ持ち込み（手数料1台500円）

※バイクの処理方法…購入店へお問い合わせください。市クリーンセンターへの持ち込みはできません。